

戸田市国民健康保険運営協議会議事録

招集期日	令和8年3月6日（金）					
場 所	戸 田 市 役 所 1階 102会議室					
開会時刻	午後 1 時 3 0 分					
閉会時刻	午後 2 時 4 5 分					
会 長	助友 裕子					
委 員 出 席 状 況	萩原 康子	⓪ 欠	長岐 緑	⓪ 欠	古市 真人	⓪ 欠
	武内 幸恵	⓪ 欠	早船 直彦	⓪ 欠	梅田 浩	⓪ 欠
	齋藤 友希	⓪ 欠	染川 智行	⓪ 欠	市川 悦夫	出 ⓪ 欠
	星 宏和	⓪ 欠	助友 裕子	⓪ 欠	山本 学	⓪ 欠
	丸山 美春	⓪ 欠	栗原 秀行	⓪ 欠	安藤 浩	⓪ 欠
事 務 局	健康福祉部 櫻井部長			健康福祉部 清水次長		
	健康福祉部保険年金課 福田課長			健康福祉部保険年金課 太田主幹		
	健康福祉部保険年金課 滝沢主幹			健康福祉部保険年金課 井上主任		
	健康福祉部保険年金課 高橋主事					

会 議 の 経 過 及 び 結 果	
<p>審議案件</p> <p>(1) 令和7年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号・第3号)について</p> <p>(2) 戸田市国保税の収納状況と対策について</p> <p>(3) 答申書案の審議について</p> <p>(4) その他</p>	
事 務 局	<p>司会及び開会のあいさつ</p> <p>戸田市国民健康保険に関する規則第4条第4項の規定に基づき会議に必要な定足数(15名中14名出席)に足りているため会議が有効である旨を報告。また、一般の方からの傍聴の申出がなかった旨も併せて報告。</p>
会 長	<p>戸田市長から「戸田市国保税の税率改正の対応」に関する諮問を受け、これまで、会議の中で皆様から多くのご意見をいただき、税率改正は令和9年4月から行う方向で議論が進んできた。</p> <p>本日は、「戸田市国保税の収納状況と対策」の概要説明の後、これまでの皆様のご意見を踏まえて作成した「答申書案」についてご審議いただき。皆様のご協力により、有意義な会議となるようお願いしたい。</p>
事 務 局	<p>戸田市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定に基づき会長が議長となる旨報告</p>
会 長	<p>それでは、次第に基づき、進行する。</p> <p>はじめに、「(1)令和7年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号・第3号)について」を議題とする。事務局から説明願いたい。</p>
事 務 局	<p>【資料に基づき説明を行う。】</p>
会 長	<p>事務局からの説明内容について、ご意見等はあるか。</p>
委 員	<p>(特になし)</p>
会 長	<p>特になければ、案件(1)については、以上とする。次に、「(2)戸田市国保税の収納状況と対策について」を議題とするので、事務局から説明願いたい。</p>

事務局	【資料に基づき説明を行う。】
会長	事務局からの説明内容について、ご意見等はあるか
委員	外国人の納付率は、どの程度か。
事務局	外国人の中には、日本語による制度の理解が困難な方もおり、納付率は多少低い現状にある。外国人も日本人と同様、財産を有しているにもかかわらず納付も納税相談もない方に対しては、徹底して差押え等の処分を行う。
委員	収納率は上がっている一方で収納額が減っているのは、なぜか。
事務局	国保の加入者が減っていることが主な要因であると考えている。
委員	令和2年度と比較すると、現在は収納率が上がっているが、その要因は。
事務局	滞納に至る前の催告やコールセンターの活用、日本語による制度の理解が困難な外国人向けに7か国語に対応した案内チラシの作成・送付、滞納者に対する財産調査の徹底といった取組の効果であると考えている。
委員	国保税を納税せずに帰国してしまう外国人に向けた対策は、何か行っているのか。
事務局	外国人が帰国しても、日本国内の口座に預金がある場合や不動産を所有している場合もある。そういった場合には、いわゆる「逃げ得」にならないよう、法律に基づき差押等の滞納処分を執行している。
事務局	外国人の滞納対策という点で、1点補足する。外国人に対する国の取組として、令和9年6月から、出入国在留管理庁における在留資格審査で更新の判断を行う際、国保税の滞納状況を確認するという仕組みが開始できるよう準備が進められている。
会長	他にご意見等はあるか。
委員	(特になし)

<p>会 長</p>	<p>特になければ、案件（２）については、以上とする。次に、「（３）答申書案の審議について」を議題とする。昨年１２月に戸田市長から、埼玉県運営方針に基づく保険税水準の統一に向けた「戸田市国保税の税率改正の対応」に関する諮問を受け、戸田市の状況等を踏まえ、委員の皆様から令和８年４月からの税率改正は困難ではないかという意見があり、引き続き協議を重ねていくこととした。その後、保険税率の統一による影響や、保険者や被保険者が今後必要なことについて多くの意見があり、令和８年度は被保険者に丁寧に説明することとし、税率改正は令和９年４月から行う方向で議論が進んできた。これらの内容を踏まえ、国保運営協議会として答申書案を作成したので、事務局から説明願いたい。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>【資料に基づき説明を行う。】</p> <p>資料には記載していないが、１点ご相談がある。前回の国保運営協議会（令和８年１月２３日開催）で実施したグループワークの最後の発表の中で、「国への要望」に関する意見はなかったため、答申書案にはその旨を記載していないが、グループワークの個別の意見交換の中で、「国に対して、低所得者の支援をしてほしい」旨の声が上がっていた。また、事務局としても、昨年１１月に「令和７年度国保制度改善強化全国大会」に参加し、国保が直面する課題の改善を目的として国へ要望書を提出した経緯があるため、「国民皆保険」の中核を担っている国保の財政基盤の強化のための公費拡充などを国に引き続き要望し、国保制度を持続可能なものにしていく必要がある旨を答申書の附帯事項に追記してはどうかと考えている。</p> <p>このことも踏まえて、委員の皆様にご意見をいただきたい。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局からの提案のとおり、附帯事項に「国への要望」を追加することも含めて、忌憚のない意見をいただきたい。</p>
<p>委 員</p>	<p>「国への要望」を追加することは、非常に素晴らしいと思う。</p>
<p>委 員</p>	<p>分かりやすかったので、答申書案の内容でよろしいかと思う。</p>
<p>委 員</p>	<p>答申書案については、概ねよろしいのではないかと思う。「国への要望」については、どのあたりにどのような文言を入れるのか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>答申書案に「国への要望」を追記することとした場合、附帯事項の最後に（４）として加えることが考えられる。</p>

委 員	了解した。追加していただければと思う。
委 員	「国への要望」を附帯事項に追加することは、私も賛成である。
委 員	答申書案を事前に見た際、一部の専門用語について、若干難解な部分があったが、事務局の説明を聞いてよく理解することができた。また、「国への要望」についても、附帯事項へ追加してほしい。
会 長	専門用語については、ホームページ等で用語説明を別枠で行うことも考えているのか。
事 務 局	答申書案を公表する際、より分かりやすいものとなるよう工夫・検討していく。
委 員	答申書案はこれまでの協議内容を踏まえ、よくまとまっていると思う。私自身、専門用語については、徐々に理解ができてきたが、市民に対しては、用語説明があった方がより丁寧だと思う。
委 員	説明を聞いてよく理解することができた。「国への要望」についても、附帯事項にぜひ追加してほしい。
委 員	「国への要望」は加えてほしい。附帯事項に記載のある「丁寧な説明」とは具体的にどういうことか。税率がどの程度上がるのか答申書案では分からないため、被保険者が本当に納得するのか疑問だ。また、「赤字」と言うが、一般会計からの繰入は、国保の状況を考えるとある程度仕方ない部分もあると思ってしまうのだが。
事 務 局	<p>「丁寧な説明」というのは、広報やホームページなど、複数の媒体を使って、被保険者に分かりやすく周知を図ることを意味しており、これまでの会議の中でも、委員の皆様から多く意見をいただいていた。税率改正が必要な理由や経緯についても、被保険者にご理解いただけるような説明を引き続き心がけていきたい。</p> <p>また、国保の赤字を穴埋めするため、各市町村の一般会計から繰入れを行っている中で、各保険者は国や県の方針に基づき、赤字を削減しつつ、各都道府県単位の保険税率統一に向けて、鋭意、取り組んでいるところである。このような各保険者の努力の一方で、国庫負担の更なる引き上げを行い、持続可能で安定的な国保の財政基盤を全国的に強化していくことが国の役割であると考えているため、答申書案に「国への要望」</p>

	を追加することを提案させていただいたところである。
委員	令和9年度から保険税水準の統一を行うことに対する丁寧な説明があっても、それが必ずしも被保険者の納得感につながらないのでは。このまま税率改正を決定していいものであろうか。
事務局	市長からの諮問に対し、国保運営協議会の委員の皆様方が慎重にご協議いただき、一定の方向性を文書にまとめ、市長に答申いただくものである。この貴重な答申を受けて、これから市で税率改正について、具体的に協議し、税率改正を行うこととする場合は条例改正案を市議会に諮り、議決を得た後に初めて税率改正が決定するものである。
会長	どういった説明が丁寧で分かりやすいのかについては、今後、会議の中で具体的に議論を進めていきたいと思う。他にご意見等はあるか
委員	(特になし)
会長	特になければ、答申書案の採決に入るが、事務局から補足を願います。
事務局	先ほど申し上げた国への要望については「国民皆保険制度の中核を担う国保が持続可能で安定したものとなることを目的として、財政基盤の強化や低所得者層への負担軽減策の拡充を図るために、国庫負担の更なる引き上げを引き続き国に対して要望いただきたい」といった内容で整理させていただければと思う。
会長	それでは、採決に入る。本日ご審議いただいた答申書案について、事務局から説明のあった「国への要望」を附帯事項に追記したもので確定してよいか。
委員	(異議なし)
会長	それでは、この答申書を4月に開催予定の協議会において、市長に答申する方向で進めてまいりたい。それでは、最後に「その他」として、事務局から願います。
事務局	その他として、次回の国民健康保険運営協議会の会議日程は、令和8年4月17日(金)の13時30分からとする。なお、会議の冒頭で戸田市長へ答申書をお渡しする予定である。その他の議事の詳細について

	<p>は、決定し次第、正式に通知させていただくので、よろしく願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局からの説明内容について、ご意見等はあるか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(特になし)</p>
<p>会 長</p>	<p>特になければ、本日の案件については終了するので、議事進行を事務局にお返しする。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>以上で、令和7年度第4回戸田市国民健康保険運営協議会を終了する。</p>

# 令和7年度第4回 戸田市国民健康保険運営協議会会議次第

日時 令和8年3月6日(金)午後1時30分～

場所 市役所1階 102会議室

1 開会

2 案件

(1) 令和7年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号・第3号)

(2) 戸田市国保税の収納状況と対策

(3) 答申書案の審議

(4) その他

3 閉会

令和 7 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について（報告）

（令和 7 年 1 2 月 1 7 日議決）

【歳出】

○特定健康診査受診券等封入・封緘業務

(1) 内容

特定健康診査の受診券等の送付に当たり、受診券作成・印刷、パンフレットの印刷、封入・封緘を実施します。これまでは新年度に入ってから契約・委託業務開始であったため、6 月に実施する受診券等の発送まで準備期間が確保できていませんでした。そのことから、前年度から入札を実施することができるよう「債務負担行為」を設定するために補正予算を要求するものです。

(2) 補正額等について

（単位：千円）

債務負担行為限度額	令和 7 年度支出予定額	令和 8 年度支出予定額	補正額
1,529	0	1,529	1,529

# 令和7年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

(令和8年2月2日提出)

## 【歳入】

### ○国民健康保険税

#### (1) 内容

被保険者の所得水準が当初の見込みよりも高くなったことなどを要因として、それぞれ増額補正するものです。

#### (2) 補正額等について

(単位：千円)

款	項	目	節	名称	補正前の額	補正額	補正後の額
1	1	1	1	医療給付費分 現年課税分	1,713,754	70,365	1,784,119
1	1	1	2	後期高齢者支援金分 現年課税分	399,239	21,686	420,925
1	1	1	3	介護納付金分 現年課税分	184,229	4,340	188,569

### ○普通交付金

#### (1) 内容

被保険者の医療費の保険者負担分の支出額について、その同額を埼玉県から「普通交付金」として交付を受けていますが、当初の想定を下回ることから、歳出の額と合わせて減額補正するものです。

#### (2) 補正額等について

(単位：千円)

款	項	目	節	名称	補正前の額	補正額	補正後の額
3	1	1	1	普通交付金	7,589,828	870,566	6,719.262

## ○基金利子

### (1) 内容

国民健康保険財政調整基金の運用益について、予算額を上回る運用益（利子）が見込まれるため、その差額を増額補正するものです。

### (2) 補正額等について

（単位：千円）

款	項	目	節	名称	補正前の額	補正額	補正後の額
4	1	1	1	基金利子	11	15	26

## ○繰入金

### (1) 内容

各種繰入金について、当初の見込みとの差に応じて、それぞれ増額又は減額補正するものです。

### (2) 補正額等について

（単位：千円）

款	項	目	節	名称	補正前の額	補正額	補正後の額
5	1	1	1	保険基盤安定繰入金	394,628	16,067	410,695
5	1	1	2	未就学児均等割保険税繰入金	10,485	2,597	7,888
5	1	1	3	出産育児一時金繰入金	46,667	18,264	28,403
5	1	1	5	その他一般会計繰入金	719,376	317,332	402,044
5	1	1	6	産前産後保険税繰入金	1,673	2,217	3,890

## ○前年度繰越金

### (1) 内容

前年度繰越金の額の確定に伴い、増額補正するものです。

### (2) 補正額等について

(単位:千円)

款	項	目	節	名称	補正前の額	補正額	補正後の額
6	1	1	1	前年度繰越金	124,221	193,277	317,498

## 【歳出】

## ○保険給付費等

### (1) 内容

各種保険給付費等について、当初の想定よりもそれぞれ実績が減少する見込みであるため、減額補正するものです。

### (2) 補正額等について

(単位:千円)

款	項	目	節	名称	補正前の額	補正額	補正後の額
2	1	1	1	療養給付費	6,479,353	696,556	5,782,797
2	2	1	1	高額療養費	1,030,354	174,010	856,344
2	4	1	1	出産育児一時金	70,000	27,396	42,604
2	5	1	1	葬祭費	8,000	3,100	4,900
4	1	1	1	特定健康診査・特定保健指導事業費	92,429	5,745	86,684

## ○国民健康保険事業費納付金（財源補正）

### (1) 内容

国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険の運営主体である埼玉県に対し、保険給付に要する費用を納付するもので、歳入の各種繰入金の補正に伴い、歳出の財源を補正するものです。

### (2) 補正額等について

（単位：千円）

款	項	目	節	名称	財源内訳	補正前充当額	今回充当額	補正後充当額	
3	1	1	1	医療給付費分	特定財源	繰入金	891,573	304,731	586,842
					一般財源		1,353,722	304,731	1,658,453
3	2	1	1	後期高齢者	特定財源	繰入金	81,744	1,425	83,169
				支援金等分	一般財源		774,765	1,425	773,340
3	3	1	1	介護納付金分	特定財源	繰入金	32,845	1,661	34,506
					一般財源		280,070	1,661	278,409

## ○財政調整基金積立金

### (1) 内容

国民健康保険財政調整基金積立金について、予算額を上回る運用益（利子）が見込まれるため、その差額を増額補正するものです。

### (2) 補正額等について

（単位：千円）

款	項	目	節	名称	補正前の額	補正額	補正後の額
5	1	1	1	財政調整基金積立金	11	15	26

## ○返還金

### (1) 内容

国や県からの過年度の交付金の返還額が予算額を上回る見込みであるため、その差額を増額補正するものです。

### (2) 補正額等について

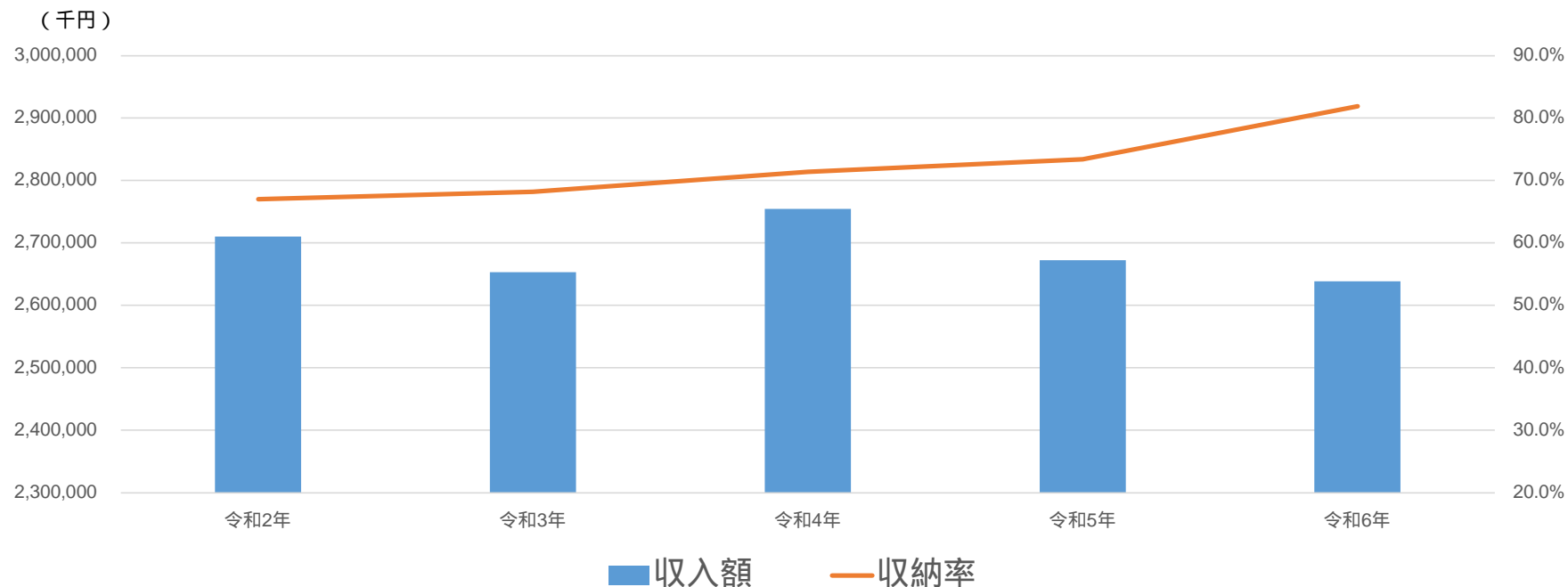
(単位:千円)

款	項	目	節	名称	補正前の額	補正額	補正後の額
7	1	3	22	返還金	60,000	6,000	66,000

# 戸田市国民健康保険税の収納状況と対策

案件 2

## 過去 5 年の収納状況



	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
収納額	2,710,213	2,652,905	2,754,530	2,672,187	2,638,537
収納率	67.0%	68.2%	71.4%	73.4%	81.9%
県内順位	63位	63位	63位	63位	58位

# 戸田市国民健康保険税の収納状況と対策

## 令和6年度納付件数内訳

納付書	口座振替	ペイジー	コンビニ	クレジット	スマホ決済
11,945件	28,823件	6,024件	43,125件	1,690件	5,909件
12.3%	29.6%	6.2%	44.2%	1.7%	6.1%

令和8年度から地方税共通納税システムでの納付にも対応開始

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない

## 今後の取組みについて

### 納期内納付の促進

- ・ 口座振替納付の促進
- ・ 納付手段の拡充
- ・ 納期内納付の広報

### 初期滞納への対応

- ・ 多言語の文書催告
- ・ コールセンターによる電話催告
- ・ SMS催告の実施検討

### 適切な滞納整理

- ・ 滞納者への徹底した財産調査と滞納処分の実施
- ・ 納付困難者の生活実態把握と適切な納税緩和措置の実施

## 第 2 回 戸田市国民健康保険運営協議会（R7.12.18）の協議結果

「埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）に基づく保険税率の統一に向けた戸田市国民健康保険税の税率改正に係る対応について」

諮問

**令和 8 年 4 月からの税率改正は困難ではないかとの意見が多かったことから、令和 8 年度内にもう少し協議を重ねていく。**

## 第2回戸田市国民健康保険運営協議会（R7.12.18）の委員からの意見

### 慎重に議論すべきという意見

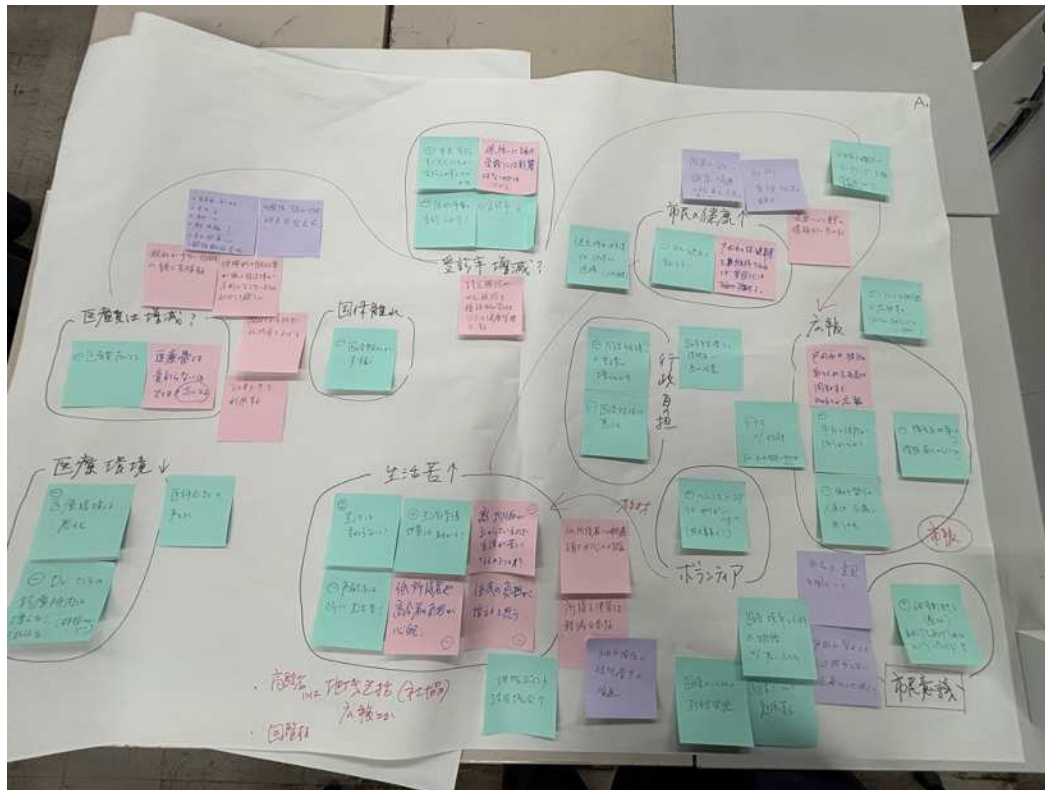
- ・ 令和8年度の赤字解消も必要かもしれないが、被保険者に与える影響が大きいこと、また、1人当たりの医療費は低い  
が所得が高いため、税率が高くなるという戸田市の課題もある  
中で、しっかりとした議論を行う時間を作り、令和9年度  
から税率改正を行うという選択肢もあるのではないか。
- ・ 被保険者への負担増を考えると、丁寧な周知・説明が必要  
だと思ふ。また、医療費の適正化も重要である。
- ・ 議論や説明に時間をかけて、令和9年度から税率改正を行  
うべきだと思ふ。
- ・ 被保険者に理解してもらい、令和9年度からの税率改正を  
目指すべきだと思ふ。

### その他の意見

- ・ 税率を上げてほしくはないが、税水準の統一という流れを  
考えると、仕方ないと思っている。
- ・ 税率を上げることが前提で議論が進むことに違和感を覚え  
てしまう。
- ・ 物価高騰が続く中で税率が上がるのは厳しいが、赤字とい  
う状況ではやむを得ないという部分と、国保の加入者が減少  
していくことを考えると、今後を不安に思う部分がある。
- ・ 医者立場として、若年層の方に比べ、高齢者の方が頻繁  
に医療機関にかかることが多く感じるため、医療費の適正化  
という観点で、バランスが重要であると思ふ。
- ・ 薬剤師立場としては、ジェネリック医薬品の推進などを  
通じ、少しでも医療費適正化に取り組んでいるところである。

グループ

助友委員、早船委員、長岐委員



テーマ1 「保険税率の統一による影響は？」

- ・ 被保険者の健康意識が高まる
- ・ 生活が苦しくなる
- ・ 被保険者からの意見が増える
- ・ 医療環境が悪くなる

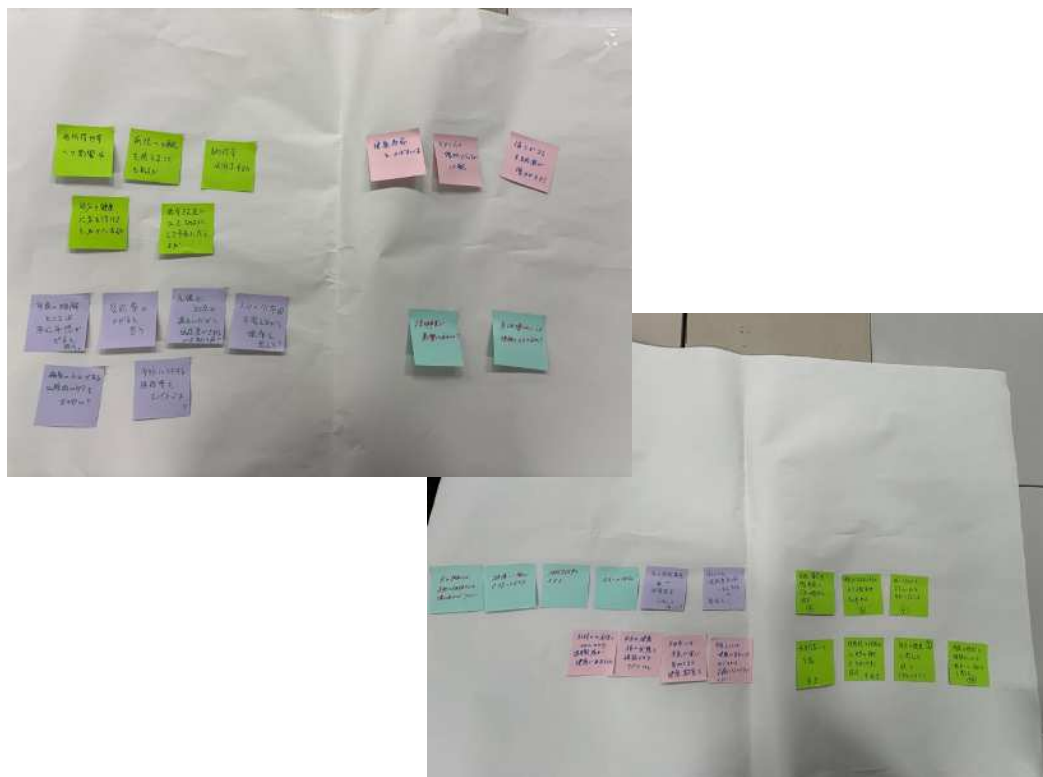
テーマ2 「今後、必要であると思うことは？」

- ・ 被保険者としては、まずは意識を変えることが重要で、広報等の情報を教材として用いて取り組むべき
- ・ 保険者としては、税率改正による特定健康診査の受診率や医療費の影響についてモニタリングを行い、継続的に周知をすべき

# グループワークの結果

## グループ

山本委員、齋藤委員、武内委員、萩原委員



## テーマ1 「保険税率の統一による影響は？」

- ・ 医療費が上がる
- ・ 病院にかかれなくなる被保険者が増える
- ・ 収納率が下がる
- ・ 自分の健康に気を付けるきっかけになる

## テーマ2 「今後、必要であると思うことは？」

- ・ 被保険者としては、自分の健康を若いうちから理解し、健康アプリや健康イベントを積極的に活用すべき
- ・ 保険者としては、被保険者が楽しく健康になれる仕組みづくりをすべき。また、資料や説明等の内容が受け手に伝わらないと意味がないため、医療機関等に協力いただき、より効果的な周知をすべき

# グループワークの結果

## Zoomグループ

古市委員、染川委員、星委員、丸山委員、  
栗原委員、安藤委員

Zoom班は付箋紙を使わず、事務局で意見等を  
聴取した上で取りまとめを行った

## テーマ1 「保険税率の統一による影響は？」

- ・ 収納率が下がる
- ・ 被保険者の健康意識が高まるきっかけになる可能性がある

## テーマ2 「今後、必要であると思うことは？」

- ・ 被保険者としては、保健事業に積極的に参加して健康への意識をより高めるべき
- ・ 保険者としては、例えば、特定健診や健康イベントについて、土日祝日の実施日を増やすなど、工夫して実施すべき。また、特定保健指導にスマートウォッチを取り入れるなどの既存の事業について、良い取組があるので、より効果的な周知をすべき

( 案 )

案件 3

令和 年 月 日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市国民健康保険運営協議会  
会 長 助友 裕子 印

戸田市国民健康保険税の税率改正について ( 答申 )

令和 7 年 1 2 月 1 8 日付け、戸保第 2 3 6 5 号にて諮問を受けた標記の件について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

#### 記

国民健康保険 ( 以下「国保」という。 ) は、病気やケガの際に安心して医療を受けられるよう「国民皆保険制度」を支える重要な役割を担っており、被保険者の健康の保持増進と地域医療の確保のため、将来にわたり持続可能なものとしていく必要がある。

しかしながら、国保は、産業構造の変化に伴い、現在では無職者や高齢者の加入割合が高いため、被用者保険に比べて医療費水準が高い一方、所得水準が低く、国民健康保険税 ( 以下「保険税」という。 ) の負担能力の乏しい被保険者が多い傾向にあるという構造的な課題を抱えている。

国の制度改革により平成 3 0 年度から都道府県が国保の財政運営の主体となったことに伴い、国民健康保険法に規定する都道府県国民健康保険運営方針により、都道府県と各市町村が共通認識を持って事業を実施することとなった。埼玉県においては、令和 5 年に策定された埼玉県国民健康保険運営方針 ( 第 3 期 ) ( 以下「県運営方針」という。 ) に基づき、市町村は以下の目標を達成することが明記された。

- ・令和 8 年度までに一般会計からの法定外繰入 ( 赤字 ) の解消
- ・令和 9 年度までに埼玉県が提示する市町村標準保険税率 ( 以下「標準税率」という。 ) どれかの保険税率を設定する県内「準統一」
- ・令和 1 2 年度に保険税水準の県内「完全統一」

本市では、令和4年度及び令和5年度に、保険税率の改正を行ったものの、被用者保険の適用拡大等により被保険者数が減少する一方、高齢化の進展や医療の高度化等に伴い、1人当たり医療費は増加の一途をたどっていることから、標準税率と本市の現行の保険税率は大きく乖離しており、一般会計からの法定外繰入を実施せざるを得ない状況が続いている。国保制度の運営における財源の不足分を一般会計からの法定外繰入に依存し続けることは、被保険者以外の市民も継続的に負担していくことになる。

これらを踏まえ、当協議会において審議を重ねてきたところであるが、各市町村の標準税率は、医療費水準の市町村格差は反映せず、市町村ごとの所得等を基に算定される中で、本市は他市町村に比べ、「被保険者一人当たりの医療費は低い、一人当たりの所得が高いため、標準税率が高くなる」という課題もあり、更なる税率改正については慎重に協議してきた経緯がある。しかしながら、令和9年度の県内「準統一」が迫っている中、国の「保険料水準統一加速化プラン」により、同一都道府県内のどこに住んでいても、世帯構成と所得水準が同じであれば同じ保険税負担となる保険料水準の完全統一を目指すことが示されたところである。税率改正は本市だけではなく、日本全国共通の課題として、全ての自治体に取り組んでいるところである。

上記の背景を踏まえ、当協議会は、この度の「戸田市国民健康保険税の税率改正について」の諮問に対し、慎重に協議を重ねた結果、次のような結論に至った。

## 1 答申内容

- (1) 県運営方針では、令和8年度までに一般会計からの法定外繰入の解消を求めているが、本市の標準税率が他市町村に比べ高いという課題などがある中で、令和8年度は被保険者に対し、保険税率の改正の必要性等について、丁寧に説明することに重きを置くべきである。
- (2) 本市の国保の厳しい財政状況のほか、国保制度が抱える課題を解決するための国や埼玉県の方針、全国的な動向などを総合的に勘案し、令和9年度から埼玉県が提示する標準税率どおりの保険税率に改正することはやむを得ないものとする。

## 2 附帯事項

### (1) 被保険者への周知の徹底

国保制度が抱える課題のほか、税率改正はやむを得ないことなどについて

て、被保険者に対し、より分かりやすく丁寧な周知の徹底を図られたい。

## (2) 収納率向上対策の推進

保険税率の改正により、収納率の低下が懸念されるため、保険税の収入を確保するとともに、被保険者間の公平性が損なわれないよう、滞納発生の未然防止、滞納初期からの対策強化など、収納率の更なる向上に積極的・継続的に努められたい。

## (3) 保健事業の効果的な実施と医療費の適正化

標準税率は、被保険者の医療費が大きく影響することから、保健事業の実施に当たっては、被保険者がより参画しやすいような創意工夫や、医療機関等との協力体制の拡充等を図られたい。

また、保険者の保健事業だけでなく、被保険者自身の健康意識の向上が必要であることから、健康増進は個人の生活を豊かにするとともに、医療費の抑制、保険税の税率引下げなど、社会全体の経済的基盤を支える極めて重要な取組であることについて、積極的な周知啓発を図られたい。

## (案)

令和 年 月 日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市国民健康保険運営協議会  
会長 助友 裕子 印

### 戸田市国民健康保険税の税率改正について(答申)

令和7年12月18日付け、戸保第2365号にて諮問を受けた標記の件について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

#### 記

国民健康保険(以下「国保」という。)は、病気やケガの際に安心して医療を受けられるよう「国民皆保険制度」を支える重要な役割を担っており、被保険者の健康の保持増進と地域医療の確保のため、将来にわたり持続可能なものとしていく必要がある。

しかしながら、国保は、産業構造の変化に伴い、現在では無職者や高齢者の加入割合が高いため、被用者保険に比べて医療費水準が高い一方、所得水準が低く、国民健康保険税(以下「保険税」という。)の負担能力の乏しい被保険者が多い傾向にあるという構造的な課題を抱えている。

国の制度改革により平成30年度から都道府県が国保の財政運営の主体となったことに伴い、国民健康保険法に規定する都道府県国民健康保険運営方針により、都道府県と各市町村が共通認識を持って事業を実施することとなった。埼玉県においては、令和5年に策定された埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)(以下「県運営方針」という。)に基づき、市町村は以下の目標を達成することが明記された。

- ・令和8年度までに一般会計からの法定外繰入(赤字)の解消
- ・令和9年度までに埼玉県が提示する市町村標準保険税率(以下「標準税率」という。)どおりの保険税率を設定する県内「準統一」
- ・令和12年度に保険税水準の県内「完全統一」

本市では、令和4年度及び令和5年度に、保険税率の改正を行ったものの、被用者保険の適用拡大等により被保険者数が減少する一方、高齢化の進展や医療の高度化等に伴い、1人当たり医療費は増加の一途をたどっていることから、標準税率と本市の現行の保険税率は大きく乖離しており、一般会計からの法定外繰入を実施せざるを得ない状況が続いている。国保制度の運営における財源の不足分を一般会計からの法定外繰入に依存し続けることは、被保険者以外の市民も継続的に負担していくことになる。

これらを踏まえ、当協議会において審議を重ねてきたところであるが、各市町村の標準税率は、医療費水準の市町村格差は反映せず、市町村ごとの所得等を基に算定される中で、本市は他市町村に比べ、「被保険者一人当たりの医療費は低い、一人当たりの所得が高いため、標準税率が高くなる」という課題もあり、更なる税率改正については慎重に協議してきた経緯がある。しかしながら、令和9年度の県内「準統一」が迫っている中、国の「保険料水準統一加速化プラン」により、同一都道府県内のどこに住んでいても、世帯構成と所得水準が同じであれば同じ保険税負担となる保険料水準の完全統一を目指すことが示されたところである。税率改正は本市だけではなく、日本全国共通の課題として、全ての自治体に取り組んでいるところである。

上記の背景を踏まえ、当協議会は、この度の「戸田市国民健康保険税の税率改正について」の諮問に対し、慎重に協議を重ねた結果、次のような結論に至った。

## 1 答申内容

- (1) 県運営方針では、令和8年度までに一般会計からの法定外繰入の解消を求めているが、本市の標準税率が他市町村に比べ高いという課題などがある中で、令和8年度は被保険者に対し、保険税率の改正の必要性等について、丁寧に説明することに重きを置くべきである。
- (2) 本市の国保の厳しい財政状況のほか、国保制度が抱える課題を解決するための国や埼玉県の方針、全国的な動向などを総合的に勘案し、令和9年度から埼玉県が提示する標準税率どおりの保険税率に改正することはやむを得ないものとする。

## 2 附帯事項

### (1) 被保険者への周知の徹底

国保制度が抱える課題のほか、税率改正はやむを得ないことなどについて

て、被保険者に対し、より分かりやすく丁寧な周知の徹底を図られたい。

#### (2) 収納率向上対策の推進

保険税率の改正により、収納率の低下が懸念されるため、保険税の収入を確保するとともに、被保険者間の公平性が損なわれないよう、滞納発生の未然防止、滞納初期からの対策強化など、収納率の更なる向上に積極的・継続的に努められたい。

#### (3) 保健事業の効果的な実施と医療費の適正化

標準税率は、被保険者の医療費が大きく影響することから、保健事業の実施に当たっては、被保険者がより参画しやすいような創意工夫や、医療機関等との協力体制の拡充等を図られたい。

また、保険者の保健事業だけでなく、被保険者自身の健康意識の向上が必要であることから、健康増進は個人の生活を豊かにするとともに、医療費の抑制、保険税の税率引下げなど、社会全体の経済的基盤を支える極めて重要な取組であることについて、積極的な周知啓発を図られたい。

#### (4) 国への要望

国民皆保険制度の中核を担う国保が持続可能で安定したものとなることを目的として、国保の財政基盤の強化と低所得者層への負担軽減策の拡充を図るため、国庫負担の更なる引き上げを行うよう、引き続き国に対して要望いただきたい。

【参考】用語説明

用語		説明
1	国民皆保険制度	病気やケガをした際の経済的負担を軽減し、安心して治療が受けられるよう、全ての方が公的な医療保険に加入する制度。
2	被用者保険	企業に勤めている従業員など、雇用されている方を対象とする医療保険。
3	埼玉県国民健康保険運営方針	埼玉県と市町村が一体となって国保を運営していくための指針。「一般会計からの法定外繰入の削減」「保険税水準の統一」「医療費の適正化」などを掲げ、市町村とともに持続可能で安定的な国保の運営を図っていくこととしている。
4	一般会計からの法定外繰入（赤字）	国民健康保険の歳入不足を補うため、法律で決められた以外の目的で、一般会計から国民健康保険特別会計に資金の補填をするものであり、事実上の赤字となる。一般会計からの繰入をすることは、国民健康保険被保険者以外への財政負担を強いることになるので、削減・解消が進められている。
5	市町村標準保険税率	埼玉県内統一の算定方式として、市町村ごとの収納率格差を加味して算出された保険税率。
6	準統一	市町村標準保険税率どおりの賦課を行うことであり、埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)にて令和9年度を目標とする。
7	完全統一	全国統一の算定方式により算出された保険税率(都道府県標準保険税率)どおりの賦課を行うことであり、埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)にて令和12年度を目標とするもので、埼玉県内の市町村は同一の税率となる。
8	保険料水準統一加速化プラン	令和6年度から令和11年度までを保険税水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と国が位置付け、国保財政の安定性と住民負担の公平性の確保に向けた取組を定めたもの。